

知的財産関連ニュース報道(韓国版)

<2017年12月>

アンダーソン・毛利・友常法律事務所
韓国弁理士 金 成鎧

12月には、サムスン対アップルの訴訟でサムスン側が主張した特許権の発明者による発明者補償金請求訴訟に関する記事と、2017年3月に韓国の特許法院が、医薬発明特許の存続期間延長期間の算定基準に関して下した判決を受け入れた韓国大法院の判決とその影響に関する記事を紹介する。

12月5日付京郷新聞によると、韓国のサムスン電子の研究員がサムスン電子を相手に、自身が発明した特許に対して正当な補償をしてくれなかつとして訴訟を提起したことが分かった。当該特許は、サムスン電子とアップル間の特許訴訟において、2013年に米国国際貿易委員会(ITC)がアップルが特許を侵害したと認定した特許である。サムスン電子は、アップルとの訴訟においては、当該特許が市販製品に広く使用される「標準特許」であると主張したが、発明した従業員との訴訟においては、「戦略上の主張をしたに過ぎない」と対応している。4日の京郷新聞による取材の結果、サムスン電子DMC研究所の標準研究チーム・次世代事業チーム等に勤務しながら、サムスン電子の名義で総数1654件の特許を発明した研究員が昨年末、サムスン電子を相手に2億ウォンを請求する訴訟を提起したことが確認された。自身が発明した特許3件について、サムスン電子が正当な補償をしていなかつたという趣旨だ。韓国の旧特許法(現発明振興法)によると、従業員が職務上の発明をし、契約によって特許権を会社が承継することになった場合には、会社が従業員に正当な補償をしなければならない。3件のうち核心となる技術は「符号分割多重接続移動通信システムの転送速度情報符号化及び復号化装置及び方法」という名称の特許である。当該特許に対しては、数年前、米国・欧州などで、アップルとサムスンが訴訟を行なった特許である。当時、アップルとサムスンは4

件の特許を巡って訴訟戦を行なったが、2013年に米国国際貿易委員会(ITC)は、当該特許に関連してのみ、アップルがサムスンの特許を侵害したと認定した。ITCは当該認定とともに、当該特許発明が使用されているアイフォン3・4、アイパッド2などの製品に対して、米国内の輸入禁止措置を決定した。2012年にオランダ・ハーグの裁判所も当該特許について、アップルがサムスン電子の特許権を侵害したと判断した。研究員は、発明した特許をすべて合わせて、会社から1億ウォンほどの補償金を受けたとされている。しかし、当該特許は標準特許であり、サムスン電子が売上などから莫大な利益を得た以上、正当な補償金にはなっていないというのが研究員の主張だ。研究員は、裁判所の職務発明補償金算定基準によると、補償金は400億ウォン台と算定されるべきと最近主張し、請求金額を50億ウォンへ変更する計画が近くあるとのことだ。研究員は、「サムスンがアップルを相手に訴訟を行なった際には、私に協力を求めましたが、勝訴した後には、発明者に関する言及もしないで昇進などの補償も全くなかったため、訴訟に至った」と裁判の手続きで明らかにした。サムスン電子側は、裁判の手続において、「研究員は特許発明の価値を過度に誇張している」とし、「サムスン電子が特許訴訟や交渉で戦略上、標準特許として提示して主張したことはあるが、訴訟において明示的に標準特許に該当するという趣旨の判決を受けたことはない」と主張したと伝えられた。また、「当該特許は、既存の技術を改良したり、標準化の過程において、追加の研究を通じて開発したものに過ぎず、基本技術として見ることができない」とし、「実際、当該特許発明がサムスン電子の売上高や利益の増加に寄与したところはほとんどない」と述べた。

部は、韓国のハンファ製薬など4つの国内製薬会社が日本の製薬会社アステラス製薬を相手に提起した存続期間延長無効訴訟(2017フ844など)及び韓国の亞州(アジュ)薬品など2ヶ所が、ドイツメーカーであるバイエル・インテレクチュアル・プロパティを相手に提起した存続期間延長無効審決取消訴訟(2017フ882)において、原告敗訴判決を下した原審を最近確定した。当該事件は、高等裁判長級の特許法院の特別裁判部が担当した事件だ。特許法院の特別裁判部は2017年3月、韓国では初めて、医薬品の特許権存続期間延長の具体的な基準を提示した。韓国の大法院も今回特許法院の判断を受け入れ、特許法院の判決が確定されたが、現在1、2審に係争中の似たような争点の事件数百件にも影響を与えると

思われる。

12月26日付メディカルトゥディによると、韓国内の製薬会社が多国籍会社を相手に提起した特許存続期間延長の無効訴訟において、相次いで敗訴している。韓国特許法院は最近、イントロファームテック、鍾根堂(ジョングンダン)、ハナ製薬、ヒュオンスなどが請求した筋肉弛緩拮抗薬「ブリディオン」の物質特許の存続期間延長無効審判に対し、オリジナル会社であるMSDに軍配を上げ、棄却の審決を下した。業界では、韓国内のジェネリック各社の相次ぐ敗訴は、11月29日、韓国大法院が存続期間延長無効審判の上告審で、原告の請求を棄却した判決が確定されたことによる影響と見ている。

《訴訟関係》

- ▲韓国の大熊(デウン)製薬が韓国ユナイテッド製薬の消化不良の治療薬「ガスチインCR錠」を対象に、自社の特許の権利範囲に属することの確認を求めて請求した積極的権利範囲確認審判において、韓国特許審判院は11月23日、請求を「審決却下」した。(1日 メディ)
- ▲韓国の大熊製薬が保有する胃腸疾患の治療薬である「アルビスD」関連特許に対して、韓国の7つのジェネリック薬品メーカーによる消極的権利範囲確認審判の請求認容審決に対して大熊製薬が提起した審決取消訴訟において、韓国特許法院は審決を取り消す判決を下した。(1日 メディ)
- ▲韓国のサムスン電子の研究員がサムスン電子を相手に、自身が発明した特許に対して正当な補償をしてくれなかったとして訴訟を提起したことが分かった。当該特許は、サムスン電子とアップル間の特許訴訟において、2013年に米国国際貿易委員会(ITC)がアップルが特許を侵害したと認定した特許である。(5日 京郷)
- ▲韓国の中小企業であるビージェイシーが韓国の現代自動車を相手に提起した特許無効審判で無効審決が出された後、現代自動車が審決を不服として審決取消訴訟を提起した件に関連して、現代自動車側は「ビージェイシーが納品した微生物剤は、悪臭除去効果がなく、契約終了後、公開入札を介して他の製品の納品を受けた。現代自動車が保有する特許の無効審決も、特許の進歩性が不足しているとの判断であるだけで、ビージェイシー社の技術とは全く関連がない」と述べた。(5日 韓国)
- ▲韓国大法院特別1部は、韓国のハンファ製薬など4つの国内製薬会社が日本の製薬会社アステラス製薬を相手に提起した存続期間延長無効訴訟(2017フ844など)及び韓国の亞州(アジュ)薬品など2ヶ所が、ドイツメーカーであるバイエル・インテレクチュアル・プロパティを相手に提起した存続期間延長無効審決取消訴訟(2017フ882)において、原告敗訴判決を下した原審を最近確定した。(14日 法律)
- ▲12月17日、韓国特許法院によると、世界的な製薬会社バイオジエンが韓国のセルトリオンを相手に2016年10月に提起した、マブテラ関連の用途特許無効審決取消訴訟において、14日、特許が無効である趣旨の判決を下した。(15日 デイ)
- ▲韓国の貿易委員会(KTC)は12月21日、韓国のKAISTの知的財産管理の子会社であるケイアイピーがアップルコリアを相手に申請した不公正貿易行為調査を開始したと発表した。ケイアイピーは、アップルコリアが「FinFET半導体特許」を侵害したと主張し、12月4日にKTCに調査を申請した。KTCが特許権を侵害したと判定すれば、アイフォンなどの国内輸入・販売の中止命令を下すことができる。(22日 韓経)
- ▲韓国のインターネット個人放送会社であるアフリカTVが、韓国内のソフトウェア企業であるアイオ

ンコミュニケーションズから、アフリカTVの核心収入源である星風船サービスなどがアイオンコミュニケーションズの視聴者反応度調査関連特許を侵害したとして、特許侵害による損害賠償請求訴訟を起こされたことが最近分かった。(22日 朝ビ)

▲12月21日、韓国の関連業界によると、韓国特許審判院は、亞州(アジュ)薬品をはじめとするヒュオーンス(Huons)、ナビファーム(navi pharm)、イントロバイオファーマ(INTRO BIO PHARMA)などが提起した糖尿病治療剤「ネシーナクト(Nesina Act)」の製剤特許無効審判において、棄却審決を下した。(22日 メディ)

▲韓国大法院は、韓美(ハンミ)薬品が、バイエルの肝細胞がん治療剤「ネクサバール(Nexaver)」の組成物・結晶形特許に対して提起した権利範囲確認審判の2審判決に対して、バイエルが不服として提起した上告審を棄却したことが分かった。(27日 メディ)

▲韓国特許法院は、A氏が韓国の(株)ブンサンを相手に提起した職務発明補償金訴訟(2016ナ1899)において、「ブンサンはA氏に補償金2億5,700万ウォンを支払うことを命じる」とし、最近、原告一部勝訴の判決を下した。今回特許法院が認めた金額は、1審に比べて8倍以上も多い金額であるため注目される。(29日 法律)

▲韓国内の製薬会社が多国籍会社を相手に提起した特許期間延長の無効訴訟において、相次いで敗訴している。韓国特許法院は最近、イントロファームテック、鍾根堂(ジョンゲンダン)、ハナ製薬、ヒュオーンスなどが請求した筋肉弛緩拮抗薬「ブリディオン」の物質特許の存続期間延長無効審判に対し、オリジナル会社であるMSDに軍配を上げ、棄却の審決を下した。(26日 メディ)

《立 法》

▲韓国特許法院は12月13日、社団法人アイパック調停仲裁センター(IIPAC)を初の外部連携調停機関に指定する内容の業務協約を行った。(14日 聯合)

《行 政》

▲韓国特許庁は12月1日から特許審査情報統合検索サービスであるOPDホームページ(<http://kopd.kipo.go.kr/>)を通して、カナダ、オーストラリア、WIPO(世界知的所有権機関)の審査情報を追加で提供すると11月30日付で、明らかにした。OPDは韓国、米国、中国、日本、ヨーロッパなど主要国に出願された特許の審査の進捗状況を一つの画面でリアルタイムに確認し原文参照も可能なサービスである。(1日 マネ)

▲韓国特許庁は12月5日、韓国の(株)イグニスが先に開発した商品を模倣して製作・販売した疑いで韓国の(株)オンマサランに、該当商品の生産・販売を中止するよう是正勧告の措置を行った。この商品を買い入れて販売したホームプラスには販売中止の是正勧告をした。韓国特許庁は、当該行為が韓国の不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律で定められた「商品の形態を模倣した不正競争行為」に該当すると判断して措置を下したと明らかにした。(6日 聯合)

▲韓国特許庁は、11月30日から12月5日までスペインのアリカンテで開かれたTM5(Trade Mark 5)・ID5(Industrial Design 5)定例会において、韓国が来年の議長国に選ばれたと12月6日明らかにした。(7日 ファ)

▲韓国特許庁は、大学・公共研究機関における未活用特許の量産を防ぐため、出願から活用までワンストップで支援する統合システムを強化し、まず、大学・公共研究機関の特許活用度を高めるために、出願段階から事業化関連の審議が行えるように発明インタビュー支援事業を実施する。(12日 電子)

▲韓国の食品医薬品安全庁は、医薬品許可・特許連携制度について韓国内の製薬会社などがよくする質問とその答えを盛り込んだ「医薬品許可・特許連携制度の質疑・応答集」を発刊した。(13日 韓経)

▲韓国特許庁は、「特許権存続期間延長登録出願制度の運営に関する外国の法制、判例および問題点に関する研究」というテーマの2017年政策研究報告書が発刊されたと12月14日明らかにした。(15日 イー)

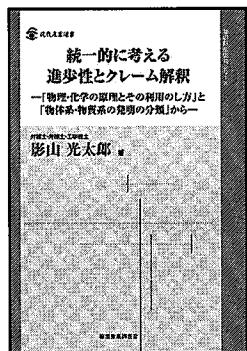
《その他》

▲韓国の釜山市とアジア弁理士協会韓国部会は、「2021年アジア弁理士協会(APAA)理事会」を釜山で開くことにしたと12月6日明らかにした。(7日 ソ経)

▲韓国特許庁は、WIPOが発刊した「世界知的財産指標(World Intellectual Property Indicator)2017」を引用し、韓国が国内総生産(GDP)および人口比特許出願件数で、世界知的所有権機関(WIPO)加盟国のうち1位になったと12月26日明らかにした。(27日 イー)

※媒体の正式名称(発行社)

朝鮮:朝鮮日報(朝鮮日報社)、中央:中央日報(中央日報社)、東亜:東亜日報(東亜日報社)、京郷:京郷新聞(京郷新聞社)、ハン:ハンギョレ新聞(ハンギョレ新聞社)、国民:国民日報(国民日報社)、韓国:韓国日報(韓国日報社)、世界:世界日報(世界日報社)、中部:中部日報(中部日報社)、ソ新:ソウル新聞(ソウル新聞社)、ヘラ:コリアヘラルド(ヘラルド社)、毎経:毎日経済新聞(毎日経済新聞社)、韓経:韓国経済新聞(韓国経済新聞社)、ア経:アジア経済新聞(アジア・メディア・グループ)、ソ経:ソウル経済新聞(ソウル経済新聞社)、電子:電子新聞(電子新聞社)、医学:医学新聞(医学新聞社)、薬業:薬業新聞(薬業新聞社)、ファ:ファイナンシャルニュース(ファイナンシャルニュース新聞社)、マネ:マネートゥディ(マネートゥディ社)、デジ:デジタルタイムス(文化日報社)、聯合:聯合ニュース(聯合ニュース社)、デイ:デイリーパム(デイリーパム社)、アジ:アジアトゥディ(アジアトゥディ社)、ニュ:ニューシス(ニューシス社)、ニ1:ニュース1(ニュース1社)、法律:法律新聞(法律新聞社)、イト:イトゥディ(イトゥディ社)、イー:イーデイリー(イーデイリー社)、メディ:メディカルトゥディ(メディカルトゥディ社)、朝ビ:朝鮮ビズ(朝鮮経済i社)



◎現代産業選書 知的財産実務シリーズ

統一的に考える進歩性とクレーム解釈

弁護士・弁理士・工学修士 影山光太郎(著)
A5判 本体価格 3,000円+税

原理・利用の分析による統一的な進歩性判断とクレーム解釈!

本書では、発明についての見解とそれから導かれる発明の分析手法に基づいて、進歩性判断、特許請求の範囲(クレーム)の解釈等について、より合理的な解明を目指しております。

初学の方にも理解いただけるように基礎的なところから論じられており、原理とその利用のし方をベースに物体系・物質系の分類も加え、進歩性及びクレーム解釈について、統一的に解する筆者の考え方を記した本書は、他に類を見ない一冊となっております。

刊行物に関する詳細な情報がご覧になります
<http://books.chosakai.or.jp/books/index.html>

経済産業調査会 刊行物

検索